

土佐町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

| 区 分 | 住民基本台帳人口 (令和6年1月1日) | 歳 出 額 A | 実質収支 | 人 件 費 B | 人件費率 B/A | (参考) 令和3年度の人件 費率 |
|-------|------------------------|-----------------|--------------|---------------|-------------|------------------------|
| 令和4年度 | 人 3,522 | 千円 4,792,343 | 千円 32,025 | 千円 778,498 | % 16.2 | % 16.6 |

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

| 区 分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | |
|-------|----------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B |
| 令和4年度 | 人 70 | 千円 256,656 | 千円 28,854 | 千円 99,115 | 千円 384,625 |

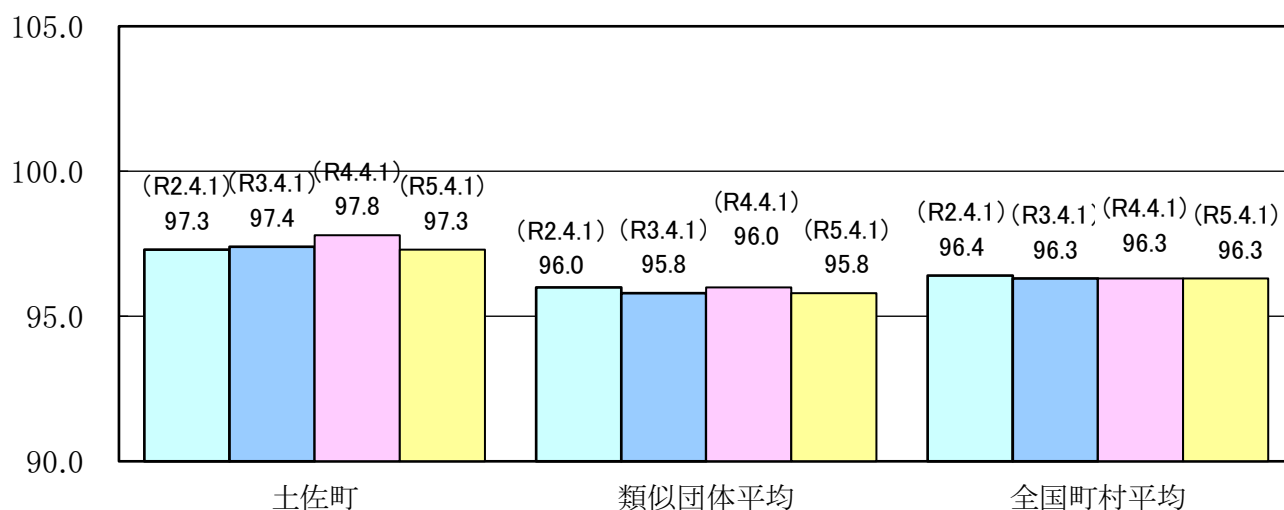
| (参考)一人当た り給与費 B/A | (参考)類似団 体平均一人当 たり給与費 |
|-------------------------|----------------------------|
| 千円 5,495 | 千円 5,356 |

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均

したものである。

(4) 給与改定の状況

土佐町は人事委員会を設置していない

①月例給

| 区 分 | 人事委員会の勧告 | | | | 給与改定率 | (参考) 国の改定率 |
|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|--------|---------------|
| | 民間給与 A | 公務員給与 B | 較差 A - B | 勧告 (改定率) | | |
| 令和5 年度 | 円 — | 円 — | 円 (— %) | % — | % — | 1.1% |

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

| 区 分 | 人事委員会の勧告 | | | | 年間支給月数 | (参考) 国の年間 支給月数 |
|-----------|---------------|----------------|-------------|--------------|--------|----------------------|
| | 民間の支給 割合 A | 公務員の 支給月数 B | 較差 A - B | 勧告 (改定月数) | | |
| 令和5 年度 | 月 — | 月 — | 月 — | 月 — | 月 — | 4.5月 |

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

国に準拠

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし(本町においては地域手当の制度が無い)

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国比較ベース) |
|------|--------|-----------|-----------|--------------------|
| 土佐町 | 43.0 歳 | 319,033 円 | 391,644 円 | 336,357 円 |
| 高知県 | 41.8 歳 | 308,173 円 | 373,307 円 | 328,854 円 |
| 国 | 42.4 歳 | 322,487 円 | — | 404,015 円 |
| 類似団体 | 40.9 歳 | 295,989 円 | 349,665 円 | 325,035 円 |

② 技能労務職

| 区分 | 公務員 | | | | | 民間 | | | 参考 |
|-------|-------|--------|----------|-----------|----------------|-------------|-------|-----------|-----|
| | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額(A) | 平均給与月額(国比較ベース) | 対応する民間の類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額(B) | A/B |
| 土佐町 | ※ 歳 | 1人 | ※ 円 | ※ 円 | ※ 円 | — | — | — | — |
| うち調理師 | ※ 歳 | 1人 | ※ 円 | ※ 円 | ※ 円 | 飲食物調理従事者 | 47.7歳 | 217,900円 | — |
| 高知県 | 59.9歳 | 17人 | 255,091円 | — 円 | 259,891円 | — | — | — | — |
| 国 | 51.2歳 | 1,941人 | 286,942円 | — 円 | 329,178円 | — | — | — | — |
| 類似団体 | 49.2歳 | 2人 | 282,289円 | 310,111円 | 297,740円 | — | — | — | — |

| 区分 | 参 考 | | |
|-------|---------------|------------|-----|
| | 年収ベース(試算値)の比較 | | |
| | 公務員(C) | 民間(D) | C/D |
| 土佐町 | — | — | — |
| うち調理師 | — | 2,905,800円 | — |

※ 技能労務職については、該当職員が1名であるため公表しない。

※ 民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2年～4年の3ヵ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

| 区 分 | | 土 佐 町 | 高 知 県 | 国 |
|-------|-------|-----------|-----------|-----------|
| 一般行政職 | 大 学 卒 | 185,200 円 | 189,400 円 | 185,200 円 |
| | 高 校 卒 | 154,600 円 | 156,300 円 | 154,600 円 |
| 技能労務職 | 高 校 卒 | 137,500 円 | 158,200 円 | — |
| | 中 学 卒 | 129,500 円 | 144,800 円 | — |

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和5年4月1日現在）

| 区 分 | | 経験年数10年 | 経験年数20年 | 経験年数25年 | 経験年数30年 |
|-------|-------|---------|---------|-----------|---------|
| 一般行政職 | 大 学 卒 | — 円 | — 円 | 389,600 円 | — 円 |
| | 高 校 卒 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 |
| 技能労務職 | 高 校 卒 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 |
| | 中 学 卒 | — 円 | — 円 | — 円 | — 円 |

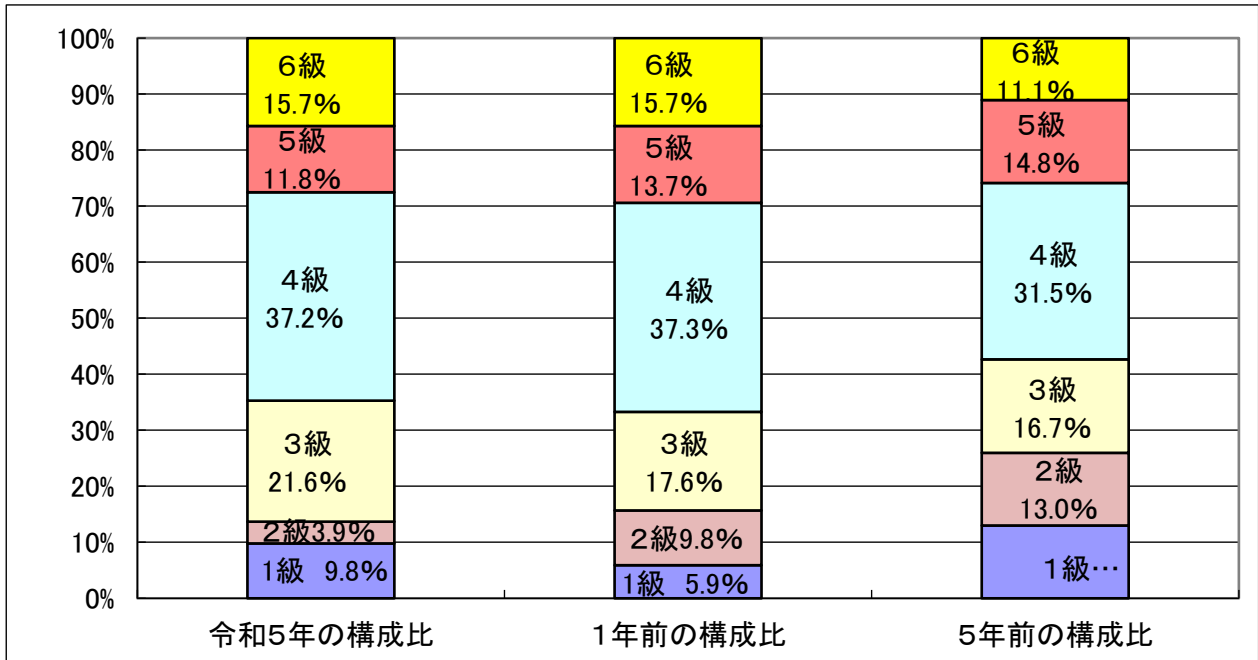
※議当事者が1人の場合は公表しない

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

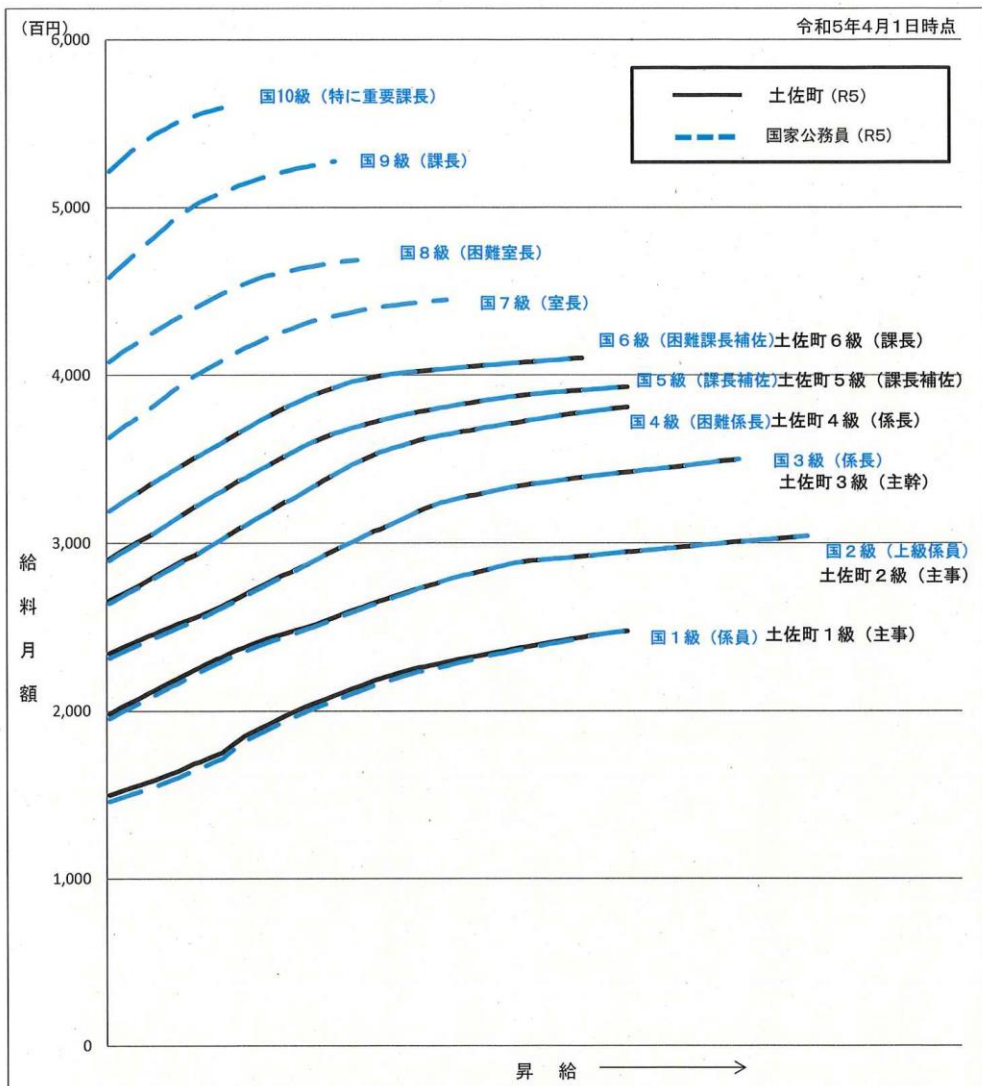
| 区 分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | 1号給の 給料月額 | 最高号給の 給料月額 |
|-----|---------------------------------------|-----|-------|--------------|---------------|
| 1 級 | 主事補、主事の職務 定型的な業務を行う職務 | 5人 | 9.8% | 150,100円 | 247,600円 |
| 2 級 | 主事の職務 特に高度の知識又は経験 を必要とする業務を行う職務 | 2人 | 3.9% | 198,500円 | 304,200円 |
| 3 級 | 主幹の職務 | 11人 | 21.6% | 234,400円 | 350,000円 |
| 4 級 | 係長、主任の職務 | 19人 | 37.2% | 266,000円 | 381,000円 |
| 5 級 | 課長補佐、室長、園長、 副園長、副参事の職務 | 6人 | 11.8% | 290,700円 | 393,000円 |
| 6 級 | 課長、会計管理者、議 会事務局長、次長、参 事の職務 | 8人 | 15.7% | 319,200円 | 410,200円 |

- (注) 1 土佐町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年に 8 級制から 6 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和 5 年 4 月 1 日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（土佐町）

| 令和5年度中における運用 | 管理職員 | | 一般職員 | |
|-----------------|---------|-----------|---------|-----------|
| イ. 人事評価を活用している | ○ | | ○ | |
| 活用している昇給区分 | 昇給可能な区分 | 昇給実績がある区分 | 昇給可能な区分 | 昇給実績がある区分 |
| 上位、標準、下位の区分 | ○ | — | ○ | ○ |
| 上位、標準の区分 | | | | |
| 標準、下位の区分 | | | | |
| 標準の区分のみ（一律） | | | | |
| ロ. 人事評価を活用していない | | | | |
| 活用予定時期 | | | | |

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

| 土佐町 | 高知県 | 国 |
|--|--|--|
| 1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,460 千円 | 1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,480 千円 | — |
| （令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （ 1.35）月分 （ 0.95）月分 | （令和4年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.70 月分 （ 1.350）月分 （ 0.850）月分 | （令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （ 1.35）月分 （ 0.95）月分 |
| （加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 無 | （加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20% | （加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25% |

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（土佐町）

| 令和5年度中における運用 | 管理職員 | | 一般職員 | |
|-----------------|----------|------------|----------|------------|
| イ. 人事評価を活用している | ○ | | ○ | |
| 活用している成績率 | 支給可能な成績率 | 支給実績がある成績率 | 支給可能な成績率 | 支給実績がある成績率 |
| 上位、標準、下位の成績率 | ○ | — | ○ | ○ |
| 上位、標準の成績率 | | | | |
| 標準、下位の成績率 | | | | |
| 標準の成績率のみ（一律） | | | | |
| ロ. 人事評価を活用していない | | | | |
| 活用予定時期 | | | | |

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

| 土 佐 町 | | | 国 | | |
|--------------------|-----------|-------------|-------------|-----------|-------------|
| （支給率） | 自己都合 | 応募認定・定年 | （支給率） | 自己都合 | 応募認定・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 | 勤続20年 | 19.6695月分 | 24.586875月分 |
| 勤続25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分 | 勤続25年 | 28.0395月分 | 33.27075月分 |
| 勤続35年 | 39.7575月分 | 47.709月分 | 勤続35年 | 39.7575月分 | 47.709月分 |
| 最高限度額 | 47.709月分 | 47.709月分 | 最高限度 | 47.709月分 | 47.709月分 |
| その他の加算措置 | | | その他の加算措置 | | |
| 定年前早期退職特例措置 | | | 定年前早期退職特例措置 | | |
| （割増額2～20％） | | | （割増率2～45％） | | |
| 1人当たり平均支給額14,605千円 | | | | | |

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した全職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

制度無し

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

| 支給実績（令和4年度決算） | | — 千円 | | |
|--------------------------|--------------------|---|-------------------|------------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算） | | — 円 | | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度） | | — % | | |
| 手当の種類（手当数） | | 1 | | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績 （令和4年度決算） | 左記職員に対する 支給単価 |
| 防疫等作業手当 | 感染症防疫作業に 従事する職員 | 感染症患者若しくは 感染症の疑いのある患者の 救護 感染症菌の附着した 物件の処理作業 | — | 日額290円 |

(5) 時間外勤務手当

| | |
|------------------------|----------|
| 支給実績（令和4年度決算） | 13,631千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算） | 210千円 |
| 支給実績（令和3年度決算） | 14,340千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算） | 217千円 |

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績 (令和4年度決算) | 支給職員1人 当たり平均支給 年額 (令和4年度決算) |
|---------------|--|----------|------------|-------------------|--------------------------------------|
| 扶養手当 | 子1人につき(10,000円) 子以外の扶養親族1人につき(6,500円) 16~22歳の子1人につき 加算額(5,000円) | 同 | | 9,340千円 | 252,427円 |
| 住居手当 | 借家 基礎控除額(16,000円) 最高支給限度額(28,000円) | 同 | | 1,549千円 | 140,773円 |
| 宿日直手当 | 勤務1回につき(4,400円) 5時間未満の場合50/100 を乗じて得た額 | 同 | | 559千円 | 10,746円 |
| 通勤手当 | 1.交通機関利用者 6ヶ月定期券等の価格による一括支給 最高限度額(55,000円) 2.交通用具利用者 通勤に応じて(2,000円~31,600円) | 同 | | 2,971千円 | 55,015円 |
| 管理職手当 | 課長・室長・議会事務局 長・参事の職にある職員 (22,000円) | 異 | | 2,376千円 | 264,000円 |
| 管理職特別 勤務手当 | 上記手当支給職員で週休日等に勤務した場合(12,000円)、週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで勤務した場合(6,000円) | 異 | | 234千円 | 26,000円 |

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

| 区 分 | | 給 料 | 月 額 等 | |
|--------|-------------|-----------------|--|--|
| 給 料 | 市 区 町 村 長 | 675,000円 (円) | (参考) 類似団体における最高/最低額 846,800円 / 528,000円 | |
| | 副 市 区 町 村 長 | 580,000円 (円) | 677,700円 / 478,000円 | |
| 報 酬 | 議 長 | 263,000円 (円) | 318,000円 / 203,000円 | |
| | 副 議 長 | 213,000円 (円) | 300,000円 / 130,000円 | |
| | 議 員 | 190,000円 (円) | 251,000円 / 109,000円 | |

| | | |
|------|-----------------|---|
| 期末手当 | 市区町村長 副市区町村長 | (令和4年度支給割合) 2.5月分 |
| | 議長 副議長 | (令和4年度支給割合) 2.5月分 |
| 退職手当 | 市区町村長 副市区町村長 | (算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×5×在職年数 13,500千円 退職時(任期毎) 給料月額×3×在職年数 6,960千円 退職時(任期毎) |
| | 備考 | |

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

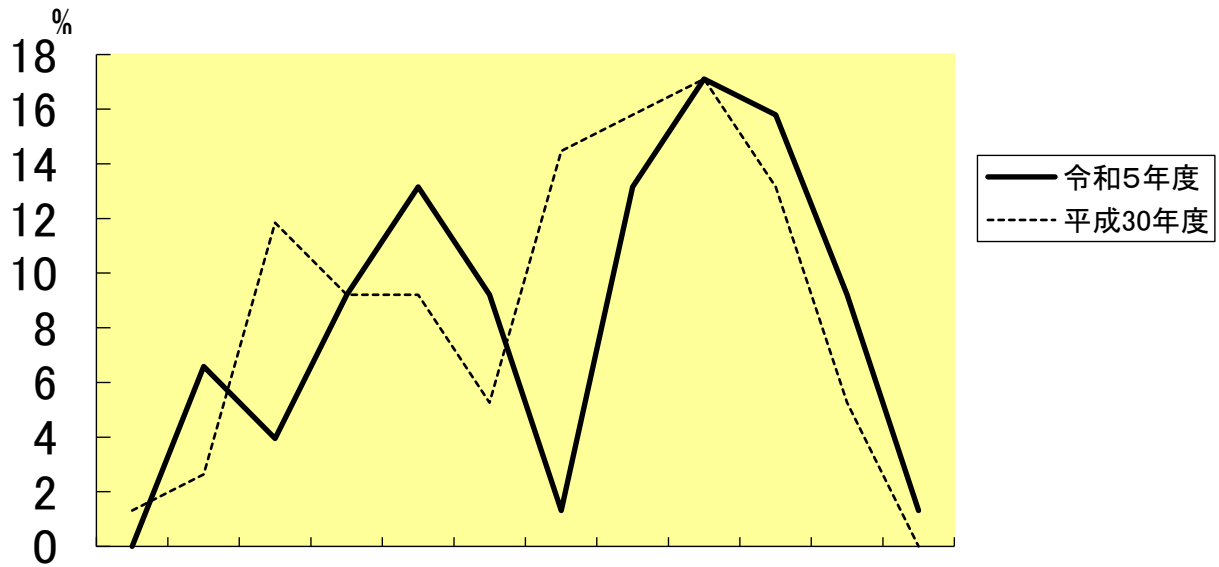
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

| 区 分 | | 職 員 数 | | 対 前 年 増 減 数 | 主 な 増 減 理 由 |
|-------------------|-------------|--------|-------|---|---|
| | | 令和4年 | 令和5年 | | |
| 普 通 会 計 部 門 | 一 般 行 政 部 門 | 2 | 2 | 0 | 前年度他部門へ補充のため減員になっていたものを補充 公営企業会計等へ異動のため減員等 |
| | 議 会 | 21 | 21 | 0 | |
| | 総 務 | 4 | 4 | 0 | |
| | 農 林 水 産 | 6 | 6 | 0 | |
| | 商 工 土 木 | 3 | 3 | 0 | |
| 民 政 | 3 | 4 | 1 | | |
| 衛 生 | 22 | 21 | -1 | | |
| 計 | 4 | 4 | 0 | | |
| 計 | 65 | 65 | 0 | <参考> 人口1万当たり職員数 182.48人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 199.72人) | |
| 教 育 部 門 | 4 | 5 | 1 | 育児休業職員が複数名いるため増員 | |
| 消 防 部 門 | 0 | 0 | 0 | | |
| 小 計 | 69 | 70 | 1 | <参考> 人口1万人当たり職員数 196.52人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 235.95人) | |
| 公 営 企 業 会 計 等 部 門 | 水 道 | 1 | 1 | 0 | 民生部門から異動による増員 |
| | 下 水 | 1 | 1 | 0 | |
| | そ の 他 | 3 | 4 | 1 | |
| 小 計 | 5 | 6 | 1 | | |
| 合 計 | 74 | 76 | 2 | <参考> 人口1万当たり職員数 213.36人 | |
| | [97] | [97] | [0] | | |

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



| 区分 | 20歳未満 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 | 計 |
|-----|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|----|
| 職員数 | 0 | 5 | 3 | 7 | 10 | 7 | 1 | 10 | 13 | 12 | 7 | 1 | 76 |

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

| 部門別 \ 年度 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 過去5年間の増減数(率) |
|----------|-------|------|------|------|------|------|--------------|
| 一般行政 | 70 | 69 | 65 | 64 | 65 | 65 | △5(△7.1%) |
| 教育 | 5 | 6 | 6 | 6 | 4 | 5 | 0(%) |
| 消防 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0(%) |
| 普通会計計 | 75 | 75 | 71 | 70 | 69 | 70 | △5(△6.7%) |
| 公営企業等会計計 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 | 1(20%) |
| 総合計 | 80 | 80 | 76 | 75 | 74 | 76 | △4(△5.0%) |

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業・下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算（令和4年度）

| 区分 | 総費用 A | 純損益又は 実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 令和3年度の総費用 に占める職員給与費 比率 |
|-------|----------|---------------|------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 水道事業 | 千円 | 千円 | 千円 | % | % |
| 下水道事業 | 千円 | 千円 | 千円 | % | % |

※本事業は令和5年度から地方公営企法を全部適用することになったため令和4年度の決算関係については空欄とする

| 区分 | 職員数 A | 給与費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A | (参考)類似団体平均 一人当たり給与費 |
|-------|----------|-----|------|---------|-----|------------------|------------------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | | |
| 水道事業 | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 6,018千円 |
| 下水道事業 | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 5,936千円 |

※本事業は令和5年度から地方公営企法を全部適用することになったため上記項目については空欄とする

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

| 区分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|-------|-------|----------|----------|
| 水道事業 | ※ 歳 | ※ 円 | ※ 円 |
| 団体平均 | 45.7歳 | 335,310円 | 500,619円 |
| 下水道事業 | ※ 歳 | ※ 円 | ※ 円 |
| 団体平均 | 44.3歳 | 330,766円 | 493,186円 |

※当事業については本町の該当職員が1人のため公表を控える

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

| 土佐町水道事業・下水道事業 | 土 佐 町 |
|--|--|
| 1人当たり平均支給額（令和4年度） 水道事業 千円 下水道事業 千円 | 1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,460 千円 |
| （令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 月分 月分 （ ）月分 （ ）月分 | （令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.00 月分 （ 1.35）月分 （ 0.95）月分 |
| （加算措置の状況） | （加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 無 |

※水道・下水道事業は令和5年度から地方公営企法を全部適用することになったため
上記項目については空欄とする

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

| 土佐町水道事業・下水道事業 | 土 佐 町 |
|--|---|
| （支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増額2～20%） 1人当たり平均支給額 水道事業 千円 下水道事業 千円 | （支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増額2～20%） 1人当たり平均支給額14,605千円 |

※水道・下水道事業は令和5年度から地方公営企法を全部適用することになったため
1人当たり平均支給額については空欄とする

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した全職員に支給された平均額
である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

制度無し

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）（令和4年度決算）

| | | | 水道事業 | | 下水道事業 | |
|-------------------|----------|----------|------|--------------|-------|--------------|
| 支給実績 | | | 千円 | | 千円 | |
| 支給職員1人当たり平均支給年額 | | | 円 | | 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 | | | % | | % | |
| 手当の種類（手当数） | | | | | | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績 | 左記職員に対する支給単価 | 支給実績 | 左記職員に対する支給単価 |
| | | | | | | |

※水道・下水道事業は令和5年度から地方公営企法を全部適用することになったため上記項目については空欄とする

オ 時間外勤務手当

| | 水道事業 | 下水道事業 |
|------------------------|------|-------|
| 支給実績（令和4年度決算） | 千円 | 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算） | 千円 | 千円 |
| 支給実績（令和3年度決算） | 千円 | 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算） | 千円 | 千円 |

※水道・下水道事業は令和5年度から地方公営企法を全部適用することになったため上記項目については空欄とする

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）（令和4年度決算）

| | | | | 水道事業 | | 下水道事業 | |
|-----|----------|--------------|----------------|------|-----------------|-------|-----------------|
| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績 | 支給職員1人当たり平均支給年額 | 支給実績 | 支給職員1人当たり平均支給年額 |
| | | | | 千円 | 円 | 千円 | 円 |

※水道・下水道事業は令和5年度から地方公営企法を全部適用することになったため上記項目については空欄とする

第 2 章 職員の任用の状況

1 任用の状況

(1) 採用者数

令和 4 年度に新たに採用された職員の状況

| 区分 | 男 | 女 | 計 |
|-------|---|---|---|
| 一般行政職 | 3 | 0 | 3 |
| 技能労務職 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 3 | 0 | 3 |

(2) 退職者数

令和 4 年度に退職した職員の状況

| 区分 | 定年退職 | 勸奨退職 | 自己都合退職 | 死傷病 | その他 | 計 |
|-------|------|------|--------|-----|-----|---|
| 一般行政職 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| 技能労務職 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 3 |

第 3 章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間及び週休日、休日

勤務日 月曜日から金曜日まで（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）

週休日 日曜日及び土曜日

休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 29 日から 12 月 31 日及び 1 月 2 日、1 月 3 日

2 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇がある。

(1) 年次有給休暇

有給による休暇で、1 年につき 20 日間付与され、1 日又は 1 時間単位で取得することができる。（翌年への 20 日以内の繰越が認められており、最高 40 日間となる。）

(2) 病気休暇

職員が負傷または疾病のために療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の有給による休暇で、次の期間取得することができる。

- ・ 一般の傷病によるもの 90日以内

(3) 特別休暇

| 場 合 | 期 間 |
|--|--|
| 1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき | 必要と認められる期間 |
| 2 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき | 必要と認められる期間 |
| 3 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は、骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき | 必要と認められる期間 |
| 4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療養施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町長が定めるものにおける活動 (3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 | 1の年において5日の範囲内の期間 |
| 5 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間 |
| 6 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合 | 出産の日までの申し出た期間 |
| 7 女子職員が出産した場合 | 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。) |

| | |
|---|---|
| <p>8 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p> | <p>1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を越えない期間)</p> |
| <p>9 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> | <p>職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日(再任用短時間勤務職員にあっては、15時間30分)の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間(再任用短時間勤務職員にあっては、時間)</p> |
| <p>10 職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p> | <p>職員の妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内における5日(再任用短時間勤務職員にあっては、38時間45分にその者の勤務時間(当該勤務時間に1時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間)を38時間45分で除して得た数の時間とする。)の範囲内でその都度必要と認める日又は時間(再任用短時間勤務職員にあっては、時間)</p> |
| <p>11 小学校の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> | <p>1の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間</p> |
| <p>12 要介護者の介護その他の町長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> | <p>1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間</p> |
| <p>13 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき</p> | <p>親族に応じ連続する1日から10日(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間</p> |
| <p>14 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> | <p>1日の範囲内の期間</p> |

| | |
|--|---|
| 15 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 1の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間 |
| 16 地震、水害、火災、その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 7日の範囲内の期間 |
| 17 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 | 必要と認められる期間 |
| 18 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 必要と認められる期間 |
| 19 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施 | 計画の実施に伴い必要と認める期間 |
| 20 女子職員の生理(生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合) | 必要と認められる期間。ただし、1日を超えるときは、その超える期間については、第14条第1項第2号の規定による。 |
| 21 妊産婦である女子職員の健康診査及び保健指導(妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合) | 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間 |
| 22 妊娠中の女子職員の通勤緩和(妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。) | 正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を越えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間 |
| 23 リフレッシュ休暇 | 勤続20年に連続して3日間以内 勤続30年に連続して5日間以内 |
| 24 職員が不妊治療に係る通院等のための勤務しないことが相当であると認められる場合 | 1の年において5日(体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては10日)の範囲内の期間 |

(4) 介護休暇

職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定めるもので負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇で、取得する期間は無給。

介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

(5) 組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、職員が登録された職員団体の構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り取得できる休暇で、取得する期間は無給。

一の年において 30 日を超えない範囲内で、1 日又は 1 時間を単位として取得することができる。

3 育児休業等

(1) 育児休業

3 歳に満たない子を養育するため、その子が 3 歳に達する日まで休業することができる制度で、休業する期間は無給。

(2) 部分休業

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1 日の勤務時間の初め又は終わりにおいて 1 日を通じて 2 時間を越えない範囲で、30 分単位で取得することができる制度で、休業する期間は無給。

第 4 章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 年次有給休暇の取得状況

| | |
|--------------|------|
| 令和 4 年平均取得日数 | 13 日 |
|--------------|------|

2 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

(1) 育児休業（令和 4 年度中に新たに育児休業を取得した職員数）

| 区分 | 育児休業取得者数 | 育児休業承認期間 | | | | | |
|------|----------|----------|--------------|--------------|----------------|----------------|------|
| | | 3月以下 | 3月超え 6月以下 | 6月超え 1年以下 | 1年超え 1年6月以下 | 1年6月超え 2年以下 | 2年超え |
| 男性職員 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 女性職員 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 3 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |

(2) 部分休業（令和4年度中に新たに部分休業を取得した職員数）

| 区分 | 部分休業取得者数 | 部分休業承認期間 | | | | | |
|------|----------|----------|--------------|--------------|----------------|----------------|------|
| | | 3月以下 | 3月超え 6月以下 | 6月超え 1年以下 | 1年超え 1年6月以下 | 1年6月超え 2年以下 | 2年超え |
| 男性職員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 女性職員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 介護休業（令和4年度中に新たに介護休業を取得した職員数）

| 区分 | 介護休業取得者数 | 介護休業承認期間 | | | | | |
|------|----------|----------|--------------|--------------|----------------|----------------|------|
| | | 3月以下 | 3月超え 6月以下 | 6月超え 1年以下 | 1年超え 1年6月以下 | 1年6月超え 2年以下 | 2年超え |
| 男性職員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 女性職員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

第5章 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分

(1) 分限処分者数（令和4年度）

| 区 分 | 降任 | 免職 | 休職 | 合計 |
|------------------------------|----|----|----|----|
| 勤務成績が良くない場合 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 心身の故障の場合 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|-----|---|---|---|---|

2 懲戒処分

(1) 懲戒処分者数 (令和4年度)

| 区 分 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
|--------|----|----|----|----|----|
| 懲戒処分者数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 処分の事由別状況 (令和4年度)

| 区 分 | 給与・任用に関する不正 | 一般服務違反関係 | 一般非行関係 | 収賄等関係 | 道路交通法 | 監督責任 | 合計 |
|-----------|-------------|----------|--------|-------|-------|------|----|
| 処分等の事由別状況 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

第6章 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

研修は、職員の資質向上と勤務能率の増進等を図ることを目的として、毎年実施している。

令和4年度に実施した研修実績は下記のとおりである。

内部研修

| 実施主体 | 研 修 名 | 研修期間 (日) | 受講者数 (人) |
|------|----------------|-------------|-------------|
| 土佐町 | 管理・監督職マネジメント研修 | 1 | 20 |
| 合 計 | | | 20 |

※受講者数は会計年度任用職員を含む

外部研修

| 実施主体 | 研 修 名 | 研修期間 (日) | 受講者数 (人) |
|--------------|------------------|-------------|-------------|
| 一般社団法人日本経営協会 | 基礎から学ぶ地方財政制度 | 1 | 1 |
| 一般社団法人日本経営協会 | 農地法の基本と農地転用手続き事務 | 1 | 1 |
| 一般社団法人日本経営協会 | 裁判から学ぶ自治体契約の基本 | 2 | 1 |
| 人づくり広域連合 | 新規採用職員研修 | 3 | 3 |

| | | | |
|----------|------------------|---|----|
| 人づくり広域連合 | 採用5年目研修 | 2 | 1 |
| 人づくり広域連合 | 採用10年目研修 | 2 | 3 |
| 人づくり広域連合 | 係長研修 | 2 | 2 |
| 人づくり広域連合 | 課長補佐研修 | 2 | 1 |
| 人づくり広域連合 | 課長研修 | 2 | 3 |
| 人づくり広域連合 | 基本研修(一般) | 1 | 3 |
| 人づくり広域連合 | 基本研修(管理職) | 1 | 2 |
| 人づくり広域連合 | 基礎から学ぶ複式簿記研修 | 1 | 4 |
| 人づくり広域連合 | 決算書の見方研修 | 1 | 1 |
| 人づくり広域連合 | 行財政問題研究研修 | 1 | 2 |
| 人づくり広域連合 | 滞納整理事務研修 | 1 | 1 |
| 人づくり広域連合 | 人事・研修担当者研修 | 1 | 2 |
| 人づくり広域連合 | 議会事務局職員研修 | 1 | 1 |
| 人づくり広域連合 | 住民満足度アップのための接遇研修 | 1 | 1 |
| 人づくり広域連合 | 意識改革セミナー① | 1 | 1 |
| 合 計 | | | 34 |

2 勤務成績の評定状況

人事評価制度を導入。

第7章 職員の福祉について

1 健康診断の実施

職員の健康と安全を確保するため、毎年度定期健康診断を実施している。

2 労働安全衛生

土佐町職員の健康増進検討委員会（H28.10設置）

3 公務災害の認定状況

| 公務災害の種類 | | 令和4年度(人) | |
|---------|------|----------|----|
| | | 傷病 | 死亡 |
| 新規認定件数 | 公務災害 | 0 | 0 |
| | 通勤災害 | 1 | 0 |

※ 公務中又は通勤途中に災害に遭い、公務災害又は通勤災害と認定されたときは、地方公務員災害補償制度によって治療費が補償される。

4 福利厚生事業の状況

互助会制度(令和4年度)

| 名称 | 高知縣市町村職員互助会 | 土佐町職員互助会 |
|--------|------------------------------|-------------|
| 会員数 | 140人 | 77人 |
| 公費負担金額 | 2,091千円 | 0円 |
| 会員掛金額 | 2,091千円 | 65千円 |
| 主な事業内容 | 各種祝金、弔慰金、医療費助成、 休養施設利用助成等 | 福利厚生事業、共済給付 |

第8章 職員の利益の保護について

1 勤務条件に関する措置の要求の状況(公平委員会)

| 業務の状況 | 令和4年度(件) |
|---|----------|
| 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定のうえ、必要な措置をとること | 0 |

2 不利益処分に関する不服申立ての状況(公平委員会)

| 業務の状況 | 令和4年度(件) |
|---------------------------------------|----------|
| 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること | 0 |